

第1回「関ヶ原研究若手研究者支援事業」募集要項

1 事業目的

岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下、「記念館」という）では、関ヶ原合戦に関する調査研究を一層促進し、調査研究フィールドや観光地としての関ヶ原古戦場への関心や魅力の向上を目指しています。

その取組の一環として、関ヶ原の戦いに関する調査研究に取り組み、新たな一面を見出そうとしている意欲ある若手研究者に対して、調査研究活動の支援及び成果発表機会の提供を行うこととします。

このたび、第1回「関ヶ原研究若手研究者支援事業」として、支援対象者を次のとおり募集します。

2 事業内容

「関ヶ原の戦い」に直接または間接に関連するテーマの研究を募集します。

応募書類及び研究計画書（以下「応募書類等」という。）の書面審査により、優れた成果をもたらすことが期待される方を選定します（5名程度）。

選定された若手研究者（以下「支援対象者」という。）は、論文執筆を含めた調査研究を行います。その過程で「中間報告」を行い、研究の進捗状況を報告し、審査員等から指導助言を受けることができます。

最終的に支援対象者は、研究成果報告書を作成・提出し、令和6年10月に公開で開催する「成果発表会」において研究成果を発表していただきます。

なお、本事業は「令和5年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運営業務委託」により、令和5年度においては、日本イベント企画株式会社の一部業務を委託します。

（1）募集テーマ

「関ヶ原の戦い」に直接・間接に関連するテーマの研究を募ります。

設定するテーマと「関ヶ原の戦い」との関連性については、研究計画書において必ず記載してください。

（2）応募資格

令和5年4月1日現在、満40歳以下の若手研究者による個人研究を対象とします。ただし、大学教員や学芸員など研究等で給与を得ている方は対象外とします。

応募者の国籍は問いませんが、論文執筆及び報告・発表が可能な日本語能力を有することを条件とします。応募書類等は、本人作成の日本語によるもののみを受け付けます。

（3）支援金の額及び交付の時期

1件あたり10万円を支援します。

中間報告における研究の進捗報告を確認した上で、研究成果を得られると認められる場合に、支援金10万円を交付します（所得税を源泉徴収した額を交付）。なお、支援金の交付を希望しない場合は辞退することもできます。

また、支援対象者が成果発表会に参加するために必要な旅費については、別途支給します。

※以下に該当すると判断した場合、支援を中止し交付した支援金の全額返納を求めます。また、次年度以降の応募をお断りします。

ア 応募書類等、提出書類等に虚偽の内容が記載されていたことが判明した場合

イ 記念館からの連絡に長時間応答がなく、連絡不能となった場合

ウ 何らかの理由により、長期間にわたり研究の遂行が不可能となった場合

エ 他人の名誉もしくは信用を侵害する行為があった場合

オ 他人の知的財産権（著作権等）や肖像権を侵害する行為があった場合

カ その他、記念館との信頼関係を著しく損ねる行為があった場合

（４）スケジュール

応募締切：令和5年 9月30日（土） 必着

審査結果通知：令和5年10月中旬頃

研究期間：審査結果通知日から成果発表会まで

中間報告：令和6年 2月下旬から 3月中旬頃（書類提出）

成果発表会：令和6年10月中旬予定

3 応募方法

応募に当たっては、以下の手順に基づき、令和5年9月30日（土）までに応募書類等を電子メールにて事務局に提出してください。なお、電子メールによる応募が難しい場合は事務局までお問い合わせください。

（１）応募書類等に必要事項を記入の上、事務局のアドレスあて電子メールで提出してください。

①応募書類等の様式は、記念館ホームページに掲載します。

②応募書類等の執筆言語は日本語に限ります。

③Microsoft Word で作成し、ファイル形式等は変更せずに提出してください。

【提出書類】

- ・ 応募書類
- ・ 研究計画書

【提出期限】

令和5年9月30日（土）必着

【提出先】

岐阜関ヶ原古戦場記念館

「関ヶ原研究若手研究者支援事業」応募受付担当

E-mail : c23116@pref.gifu.lg.jp

【様式掲載元】（URL）

<https://sekigahara.pref.gifu.lg.jp/news/p5220/>

- (2) 応募書類等の受領後、応募を受け付けた旨の返信をします。メール送信後3日以内に返信がない場合、事務局へ確認の連絡をお願いします。

4 支援対象者の決定

- (1) 支援対象者は、複数名の選考委員の審査を経て決定します。※審査の過程及び結果についての質問には一切応じられません。
- (2) 採否については、応募者あてにメールで通知します。(令和5年10月中旬予定)
- (3) 選考結果については、支援対象者の氏名と研究テーマを記念館ホームページ等で公開します。

5 支援対象者の責務

- (1) 成果品の提出
- ・ 支援対象者は、成果品として成果論文及び成果論文要旨(以下、「成果論文等」という。)を、下記の期限までに提出してください。なお、成果論文等は電子メール及び郵送の両方にて提出してください。
 - ① 成果論文等は「執筆要領」に基づき作成してください。
 - ② 成果論文等の内容は、本事業の対象となった研究に限ります。
 - ③ 成果論文等の執筆言語は日本語に限ります。
 - ④ Microsoft Word で作成し、ファイル形式等は変更せずに提出してください。
 - ⑤ 期限までに成果論文等が未提出である場合、支援金の全額返納を求めます。また、次年度以降の応募をお断りします。

【提出書類】

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| ・ 成果論文 | 1 部 |
| ・ 成果論文要旨(800 字程度) | 1 部 |
| ・ CD-R 又は DVD-R (成果論文・同要旨のデータを保存したもの) | 1 部 |

【提出期限】

成果論文提出期日：令和6年9月30日(月) 消印有効

【提出先】

〒503-1501 岐阜県不破郡関ケ原町関ケ原 894-55

岐阜関ケ原古戦場記念館「関ケ原研究若手研究者支援事業」応募受付担当

E-mail : c23116@pref.gifu.lg.jp

(2) 研究成果の報告

- ① 支援対象者は令和6年2月下旬から3月中旬の間に中間報告書を提出し、研究の進捗状況を報告してください。中間報告書には審査員等に確認いただき、今後の研究指導を行わせていただきます。
- ② 支援対象者は、成果論文等を提出後、成果論文等の内容について、関ケ原町内で開催予定の成果発表会にて発表していただきます。(令和6年10月中旬頃を予定)
- ③ 成果論文等を記念館が刊行する会報誌等に掲載、及び記念館ホームページ上で公開することについて、支援対象者は許諾するものとします。

- ④支援対象者が研究成果を外部で発表する場合、本事業により岐阜県から研究支援を受けたことを明記してください。

6 著作権について

- (1) 支援対象者が記念館に提出する成果論文等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。以下同じ。）は、支援対象者に帰属します。
- (2) 支援対象者は、成果論文等につき、著作権等第三者の権利を侵害していないことを保証の上で記念館に提出してください。成果論文等につき、第三者との間で権利侵害に関する紛争が生じた場合、支援対象者の責任と負担において処理するものとします。
- (3) 支援対象者は、成果論文等につき、第三者との間で権利侵害に関する紛争が生じた場合には、記念館に対して、記念館に生じた損害を賠償するものとします。
- (4) 記念館は、成果論文等について、必要な範囲において複製を行うことがあります。また、営利を目的とせず、記念館で作成する会報誌や記念館ホームページ等に掲載して公表・利用することがあります。なお、これらの利用行為に当たって、記念館は、著作権者の立場を尊重し適切に利用を行うよう努めます。
- (5) 記念館が刊行する会報誌等の二次的著作物の著作権は、記念館に帰属します。支援対象者は、これらの二次的著作物について、記念館に対し著作者人格権を行使しないものとします。
- (6) 応募については、著作物についての上記の取扱いに同意した上で行われたものとみなします。

7 個人情報の取扱い

- (1) 記念館が本事業に関して取得する個人情報は、審査作業、審査結果の通知等の募集事務及び支援金交付事務等、本事業の実施に必要な範囲に限定して取り扱います。
- (2) 支援対象者については、氏名、研究テーマ及び成果論文等を記念館ホームページ上で公開する予定です。